
平成26年4月から年金制度が見直しされます。

平成25年6月に公布された「厚生年金保険法の一部を改正する法律」及び平成24年8月に公布された「年金機能強化法」により、厚生年金基金制度の一部見直しが行なわれるとともに、年金制度における最低保障機能の強化を図るための措置が講じられています。

基金制度見直しに関する詳細は別途ご案内させていただきますが、ここでは年金機能強化法に係る内容を中心にご案内いたします。

① 基金を短期間で脱退した人の基本年金は、当基金より支給

短期間（加入員期間が15年未満、50歳以上は10年未満）で当基金の加入員資格を喪失された方の「基本年金（国の代行部分）」は企業年金連合会に加入記録と年金原資を移換し年金が支給されていましたが、法律改正に伴い、本年4月以降は企業年金連合会への移換は行われず当基金より支給されることとなります。このため、企業年金連合会に移換済の方が、再び当基金に加入された際には新加入員番号を払い出していましたが、今後は期間に関わらず1つの加入員番号を継続してお使いいただきます。

加算部分（基金の独自部分）につきましては、従来通り、当基金から支給いたします。他の制度に移換を希望される場合、移換申出期限が「資格喪失日から1年以内又は移転先制度の資格取得日から3ヶ月以内のいずれか早い日まで」となっていたことが、本年4月以降は「資格喪失日から1年以内まで」となります。

なお、退職（資格喪失）後、住所や氏名が変わったら忘れずに当基金に届出してください。

② 未支給年金の請求（遺族）範囲の拡大

従来は年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金は、死亡した受給者と生計を同じくする2親等以内の親族に「未支給年金」として支払われていました。その範囲が、生計を同じくする3親等以内の親族に拡大されます。

③ 70歳後の繰下げ支給の取扱いの見直し

繰下げ支給の制度では、70歳以降に受給開始を遅らせても年金額が増額しない仕組みになっています。70歳に達した後に繰下げ支給の申し出を行った場合、年金額は70歳時点で申し出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われませんでした。これを見直し、70歳以降に申し出たとしても70歳になった月の翌月分からの年金が支給されます。基金の基本年金の繰下げ支給の取扱いも同様の見直しとなります。

④ 産前産後休業期間中の厚生年金の保険料免除

産前産後休業を取得した人は、従来より施行されている育児休業と同様の措置が講じられることとなり、厚生年金保険料が本人・事業主ともに免除されます。基金の掛金は、基本掛金が免除されます。詳しい内容は、次頁以降をご参照ください。

国の年金制度の改正について

※ 下記の改正事項については、当基金の年金支給に直接影響はしません。

詳しい内容につきましては、日本年金機構および最寄りの年金事務所にお尋ねください。

⑤ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大

従来は生計を維持されていた子のある妻または子に限定されて支給されていましたが、子のある夫にも支給されることとなります。

⑥ 国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入

保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、当該期間を年金受給資格期間(25年)に算入する合算対象期間として取扱うこととされました。年金額には反映されませんが、受給権を得られるよう将来の無年金者の発生を抑える観点から見直しが行われます。

⑦ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

障害状態にあると判断されるときに遡って報酬比例部分と定額部分が支給されることとなります。

⑧ 障害年金の額改定請求に係る待期期間の一部緩和

障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待期期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待期期間を要しないこととされ、額改定の請求が認められることとなります。

1 産前産後休業中の掛金(保険料)免除制度について

産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)の掛金について、事業主の申出により掛金の一部が免除されます。対象者がいる場合、事業主の方は産前産後休業期間中に「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要があります。

<対象者>

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方。(平成26年4月分以降の掛金)

<免除期間>

産前産後休業の開始日の属する月から、産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月まで。

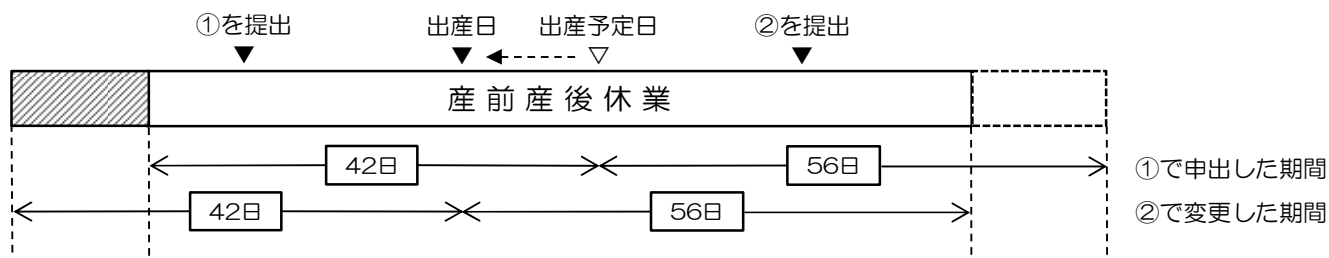
<免除となる掛金>

基本標準掛金の本人負担分1000分の20及び事業主負担分1000分の20。

【手続き例】『出産前』に産休期間中の掛金免除を申出した場合

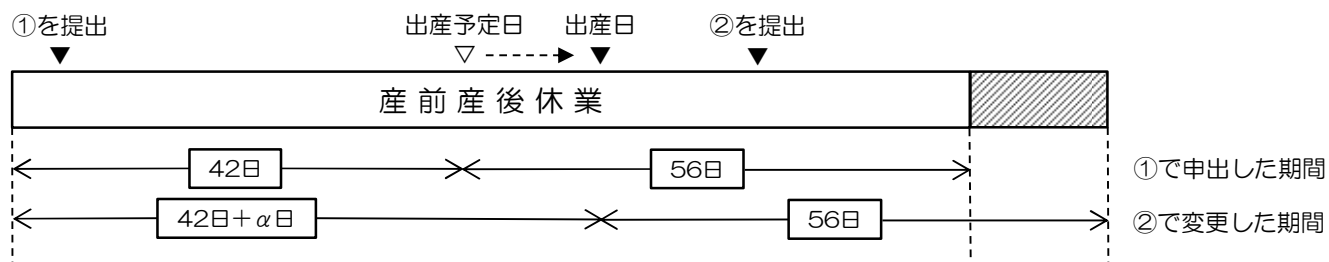
(1) 出産予定日より前に出産した場合

- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出



(2) 出産予定日より後に出産した場合

- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出



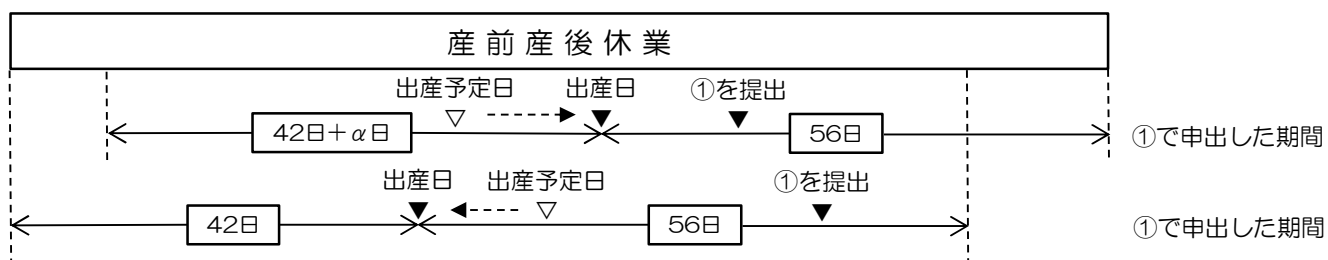
(3) 出産予定日に出産した場合

① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出

※出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後取得者変更(終了)届」の提出は不要です。

【手続き例】『出産後』に産休期間中の掛金免除を申し出た場合

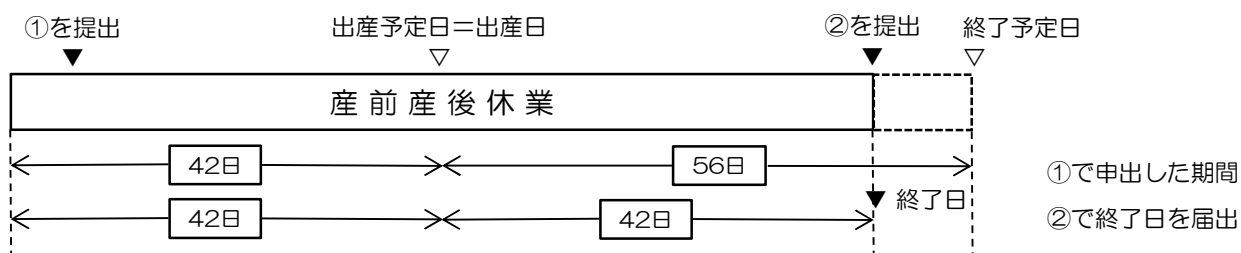
① 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出(出産予定日、出産日の両方を申出)



【手続き例】産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

② 「産前産後休業取得者変更(終了)届」により変更後の終了日を届出

※終了予定日どおりに終了した場合は、「産前産後取得者変更(終了)届」の提出は不要です。



2 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定について

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、固定的な賃金の変動に関わらず、産前産後休業終了後の3ヵ月間の平均額が従前の等級と1等級以上差があれば、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

対象となる加入員の方は、事業主を経由して「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出する必要があります。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

〈対象者〉

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方。

〈算定対象月〉

- ・ 産前産後休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月。
- ・ 支払基礎日数が17日未満の月がある場合は、その月を除く。